

# 「第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画」の概要

## ◎犯罪被害者等の置かれている状況

生命、身体、財産に対する「直接被害」

二次的被害

- ・心身の不調
- ・不本意な転居、収入の途絶
- ・周囲の人の心ない言動
- ・マスコミの過剰な取材、報道
- ・裁判等に伴う精神的、時間的負担
- ・再被害の不安、恐怖 等

生涯にわたり継続

精神的なケア、医療・福祉、生活・経済的支援、法的サービス、行政機関での手続きの補助等

様々な支援が必要

## ◎第2次計画期間中における動向

- 刑法犯認知件数は全体として減少・・・H27(5,014件)→H30(3,614件)
- その中で、DV、ストーカー、各種虐待に関する警察の認知件数は横ばい又は増加傾向
- 「べにサボやまがた」(H28.4開設)における性犯罪・性暴力被害相談の増加  
※H29以降、DV、ストーカーなどの性暴力に関する相談が全体の半数以上

警察における主な認知件数

	H27	H30	増減
D V	347	360	13
ストーカー	90	88	-2
児童虐待	159	183	24
高齢者虐待	64	115	51
障がい者虐待	6	11	5

「べにサボやまがた」の相談受理件数

	H28	H29	H30
性犯罪被害相談	123	139	144
性犯罪以外の性暴力被害相談(DV、ストーカー等)	55	183	221
その他	14	21	57
合計	192	343	422

性犯罪のほか、DV、ストーカー、各種虐待等に関する対策の更なる推進が必要

## ◎計画の基本フレーム

- 1 計画策定の趣旨～山形県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するもの
- 2 計画の位置付け～「第4次山形県総合発展計画」の政策のひとつである「暮らしの様々なリスクへの対応力の強化」を進めるための個別計画
- 3 計画期間～5年間(令和2年度～令和6年度) ※毎年度、推進委員会において施策の実施状況の評価・検証を行い、必要に応じて随時内容の見直しを行う。

## ◎支援に関する基本理念

個人としての尊厳の尊重

名誉・生活の平穩化への十分な配慮

途切れることのない支援を行うため、適切な役割分担の下での連携・協力

すべての県民の理解とそれぞれの立場における自主的取組の推進

## 「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民が安心して暮らすことができる山形県」を実現するために

### 《重点項目1》

#### 支援体制の整備・充実

＜施策の方向性と主な取組み(抜粋)＞

- (1) 推進体制の整備
  - ・被害者支援連絡協議会の機能強化
  - ・地区被害者支援連絡協議会の活動支援
- (2) 総合的相談体制の整備
  - ・各市町村相談窓口との連携による機能強化
  - ・性暴力被害者対応窓口との連携
- (3) 支援従事者の育成
  - ・DV・各種虐待等の被害者支援関係者に対する研修
  - ・被害者支援の手引の随時改訂と研修実施
- (4) 調査研究
  - ・県民、事業者対象の意識調査の実施
  - ・有識者会議による施策の評価・検証・見直し
- (5) 支援従事者に対する支援
  - ・代理被害危険性認識のための研修
  - ・アド・バイザーによるメンタルヘルスマネジメント
- (6) 民間支援団体に対する援助
  - ・支援活動員養成講座への講師派遣
  - ・民間支援団体の財政基盤の確保

### 《重点項目2》

#### 損害回復・経済的支援の促進

＜施策の方向性と主な取組み(抜粋)＞

- (1) 日常生活の支援
  - ・民間支援団体と連携した付添、生活支援
  - ・介護、育児サービス等の情報提供
- (2) 居住の安定
  - ・県営住宅への優先入居
  - ・犯罪被害者等へのセーフティネット住宅等の情報提供
  - ・緊急避難場所提供と宿泊経費負担
- (3) 雇用の安定等
  - ・労働全般に係る問題の助言等
  - ・事業者に対する出前講座等の実施
- (4) 経済的負担の軽減
  - ・給付金等の取組の情報共有化
  - ・診察等に要する費用の負担軽減

### 《重点項目3》

#### 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止

＜施策の方向性と主な取組み(抜粋)＞

- (1) 心理学的相談の充実等
  - ・DV被害者、被虐待児童への助言等
  - ・高次脳機能障がい者への相談支援
  - ・公認心理師等によるケア
- (2) 安全の確保
  - ・地域の防犯活動の推進
  - ・DV被害者、各種被虐待者の保護等



### 《重点項目4》

#### 県民の理解促進

＜施策の方向性と主な取組み(抜粋)＞

- (1) 広報及び啓発
  - ・各種広報媒体を活用した広報充実
  - ・被害者等を支援する県民のつどいの開催
  - ・命の大切さを学ぶ教室等の推進
  - ・「いのちの教育」の推進と性犯罪・性暴力被害に関する各種相談窓口の周知啓発
  - ・DV被害防止講座や広報の実施
  - ・大学生等に対する講話の実施
  - ・大学生等と協働した広報啓発活動
  - ・性暴力被害者対応窓口の周知、広報



## ◎計画の推進のために

県、国、市町村、県民、事業者、民間支援団体等、それぞれが主体的な役割を果たすとともに、相互に連携し、総ぐるみで支援に取り組むことが重要

【県】～計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進と進捗状況の評価・検証・見直し

【国】～検察庁、法務局、ハローワーク等での心情に配慮した対応

【市町村】～各種福祉サービスの提供等のニーズに応じた支援

【県民】～犯罪被害者等を特別視せず、可能な範囲での支援

【学校】～児童・生徒が被害に遭った場合の教師・クラスメイトの配慮

【事業者】～犯罪被害者等が雇用を維持・確保していくための配慮

【民間支援団体】～ニーズ多様化の中、迅速できめ細かな支援

連携・協力

犯罪被害者等を温かく支える社会の実現